

西一郷半組合議会議員の補欠選挙について

岡山市選出に係る西一郷半組合議会議員に欠員を生じたため、下記により選挙するものとする。

記

市議会議員の被選挙権を有する者で、かんがい受益者又はかんがい区域内に住所を有する者 1人

令和3年6月23日

市議会議長 和 氣 健

(参考)

西一郷半組合同規約(抄)

(議員の定数)

第5条 組合の議会の議員の定数は6人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

岡山市 2人

倉敷市 4人

(議員の任期)

第6条 組合の議会の議員の任期は、4年とする。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の選挙)

第7条 組合の議会の議員は、関係市の議会において、当該議会の議員の被選挙権を有する者で、かんがい受益者又はかんがい区域内に住所を有する者の中から選挙する。

(議員の補欠選挙)

第9条 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、組合関係市の長は、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

2 (略)

20210623-5